

奈良市サテライトオフィス等設置推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 本市における魅力的なＩＴ・クリエイティブ企業の集積を目指し、もって市民の市内における就業先及び働き方の選択肢の拡大を図るため、本市に新たにサテライトオフィス等を設置する事業者に対し、予算の範囲内で奈良市サテライトオフィス等設置推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
この場合において、完全親会社と完全子会社等が共同で事業を実施するときは、これらを一体の事業者とみなすことができる。
- (2) サテライトオフィス等 サテライトオフィス又は本社をいう。
- (3) サテライトオフィス 事業者が、専ら別表第1に掲げる事業又は別表第2に掲げる業務を行う目的で、情報通信技術の活用により本社から離れた場所に設置する事業所をいう（営業・物流を中心とした事業所及び小売等接客サービス目的の店舗は除く）。
- (4) シェアオフィス 利用者の法人登記が可能で、複数の事業者が利用可能な個室又は共有のワークスペースを有する施設をいう。
- (5) 認定シェアオフィス 市内のシェアオフィスのうち、奈良市シェアオフィス認定制度取扱要領に基づき市長が認定したものをいう。
- (6) 本社 別表第1に掲げる事業を行う事業者が設置する商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条に規定する商業登記簿上の本店をいう。
- (7) 常勤雇用者 労働契約の期間の定めがなく、事業者に直接雇用されている者で、かつ、所定労働時間がフルタイムであり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (8) 職業紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者をいう。
- (9) 人材紹介手数料 職業安定法第32条の3第1項第1号の手数料及び同項第2号の手数料表に基づく手数料をいう。
- (10) 関連企業等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 事業者の親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下「親会社等」という。）
- イ 事業者又は事業者の親会社等の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）
- ウ 事業者の関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）
- エ 親族等 事業者の役員若しくは役員の2親等内の親族、又は当該役員が代表者となっている法人若しくは役員の2親等内の親族が代表者となっている法人
- オ アからエまでに類するものと市長が認めるもの
 - (11) 完全親会社 発行済み株式のすべてを保有する親会社のことをいう。
 - (12) 完全子会社等 発行済み株式のすべてを保有する子会社又は当該子会社が発行済み株式のすべてを保有する子会社のことをいう。
 - (13) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人をいう。
 - (14) 外資系企業 我が国の法令に基づいて設立された法人であって、外国企業の所有する株式の数が当該法人の発行済株式の総数に占める割合又は外国企業の出資金の額が当該法人の資本金の総額に占める割合が2分の1を超えるものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時において3年以上継続して事業を行っており、常勤雇用者を5人以上雇用していること。ただし、3年以上継続して事業を行っており、常勤雇用者を5人以上雇用している外国企業が、当該外国企業の日本法人としての外資系企業の本社を市内に設置する場合を除く。
- (2) 奈良県内に本社及び事業所を設置していないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 市内のシェアオフィスの共有のワークスペースを契約しており、当該事業所の事業拡大に伴い、本市が所管するシェアオフィスの個室、認定シェアオフィスの個室、又は市内のオフィスビル等の建物に新たにサテライトオフィス等を設置する場合
 - イ 本市が所管するシェアオフィスの個室、又は認定シェアオフィスの個室に事業所を設置しており、当該事業所の事業拡大に伴い、市内のオフィスビル等の建物に新たにサテライトオフィス等を設置する場合

ウ 受託事業のみを実施することを目的として、委託者から指定された場所での事業所の開設届を奈良県内の地方公共団体に届け出ている場合

- (3) 法人税を滞納していないこと（市外事業者の場合）。
- (4) 市税を滞納していないこと（市内事業者の場合）。
- (5) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと、法人にあってはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団等でないこと、又は暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により営業の許可又は届出を要する事業を営んでいないこと。

2 完全親会社と完全子会社等が共同で事業所を設置する場合は、当該完全親子会社等が前項各号のいずれにも該当するものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者が自己の事業に供するために、3年以上操業を継続することが見込まれるサテライトオフィス等を市内に新たに設置すること。
- (2) 補助対象事業を第8条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）があった日の属する年度（以下「交付決定年度」という。）に完了すること。ただし、第7条第2項に規定する交付申請手続きを行い、交付決定を受けることで、当初の交付決定年度の翌年度に実施する事業についても補助対象とすることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 前項の規定に関わらず、国又は県からこの要領と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の額の上限については、別表第4又は別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、事業者が本要領に基づき補助金の交付を受けた実績がある場合は、当該事業者が交付申請可能な補助金の上限額は別表第4又は別表第5に掲げる補

助上限額から既交付額を控除したものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えてサテライトオフィス等の賃貸借契約若しくは売買契約の締結、又はシェアオフィスの入居契約後1箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 暴力団等の排除に関する同意書（別記第3号様式）
- (4) 役員等名簿（別記第4号様式）
- (5) 法人登記履歴事項全部証明書
- (6) 直近3年度分の決算書の写し（外資系企業の本社を設置する場合は、外国企業に係るもの）
- (7) 法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）（市外事業者の場合。外資系企業の本社を設置する場合は、外国企業の本社に係るもので、法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）に代わるもの。）
- (8) 申請者の概要が分かるもの
- (9) サテライトオフィス等の賃貸借契約書若しくは売買契約書、又はシェアオフィスへの入居契約書の写し
- (10) 交付申請時のサテライトオフィス等の現況写真
- (11) 補助対象経費に係る見積書
- (12) 従前に利用していたシェアオフィスの利用又は入居契約書の写し（従前に市内のシェアオフィスの共有のワークスペースを利用、又は本市が所管するシェアオフィスの個室若しくは認定シェアオフィスの個室に入居していた場合）
- (13) 完全親会社と完全子会社等に関する書類（株式所有状況、各会社の役割や費用負担等を示すもの）（完全親会社と完全子会社等が共同で事業を実施する場合）
- (14) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 当初の交付決定年度に補助対象事業が完了しないが、その翌年度における事業完了の見込みが立ち、市長が適当と認めた場合は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、当該翌年度4月20日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）

(2) 収支予算書（別記第2号様式）

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（事業の計画変更の申請等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに規則第11条に規定する補助対象事業等変更・中止（廃止）承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要ないと認めるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 事業計画書（別記第1号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第5号様式）

(3) 変更事項に関する証憑書類

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の承認により、補助対象事業の変更が認められた場合であっても、当該変更に係る補助金の増額は行わないものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象事業は、補助事業者がサテライトオフィス等を開設し（本社を設置する場合は本店登記が完了し）、かつ、補助対象経費の支払を終えたときに完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したものとみなし、補助事業者は、補助対象事業の完了後、規則第14条に規定する期日までに事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認めるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 事業収支決算書（別記第7号様式）

(2) 取得財産等管理台帳（補助対象経費に施設整備経費及び設備投資費を計上している場合）（別記第8号様式）

(3) 法人等設立・開設申告書の写し

(4) 法人登記履歴事項全部証明書（本社を設置する場合）

(5) サテライトオフィス等の現況写真

(6) 補助対象経費の支払に関する証憑書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 当初の交付決定年度に補助対象事業が完了しないが、その翌年度における事業完了の見込みが立ち、市長が適当と認めた場合は、当初の交付決定年度に支払を終えた補助対象経費について、3月31日までに事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書（別記第7号様式）

(2) 取得財産等管理台帳（補助対象経費に施設整備経費及び設備投資費を計上している場合）（別記第8号様式）

(3) 法人等設立・開設申告書の写し（サテライトオフィス等の開設が完了している場合）

(4) 法人登記履歴事項全部証明書（本社を設置する場合で、本店登記が完了している場合）

(5) サテライトオフィス等の現況写真（サテライトオフィス等の開設が完了している場合）

(6) 補助対象経費の支払に関する証憑書類

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、前条による実績報告を完了したときは、規則第17条第2項に規定する補助金等交付請求書により、補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象事業の完了日から起算して3年を経過する日までに、正当な理由なくサテライトオフィス等を閉鎖したとき。ただし、設置したサテライトオフィス等を上回る延床面積のサテライトオフィス等を市内に新設し移転する場合、又は認定シェアオフィスの認定取消しに伴い、退去する場合を除く。

(3) 当初の交付決定年度に補助対象事業が完了せず、その翌年度に第7条第2項に規定する交付申請手続きを行い、交付決定を受けていたが、当該翌年度内に補助対象事業が完了しなかったとき。

(4) その他この要領に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、既に補助金が交付されたあとに、次の各号のいずれかの事案が発生したときは、補助事業者に対し、規則第19条に規定する補助金等返還命令書により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 前条に基づき、市長が補助金の交付の決定を取り消したとき。
- (2) 職業紹介事業者から求人活動費の一部の返還があったとき。
- (3) 次条第3項に基づき、規則第20条各号に規定する処分を制限された財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格の単価、又は、効用の増加価格が50万円以上の取得財産等を処分したことによる収入の全部又は一部を市に返還しようとするとき。

2 前項の規定による返還金額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の完了日から起算して3年を経過する日までに、正当な理由なくサテライトオフィス等を閉鎖し、交付決定の取り消しがあった場合は、全額
- (2) 当初の交付決定年度に補助対象事業が完了せず、その翌年度に第7条第2項に規定する交付申請手続きを行い、交付決定を受けていたが、当該翌年度内に補助対象事業が完了せず、交付決定の取り消しがあった場合は、全額
- (3) 前2号のほかは、全額又は一部

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、取得価格の単価、又は、効用の増加価格が50万円以上の取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第8号様式）を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数とする。

3 補助事業者は、財産処分制限期間が経過する前に、取得財産等について、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第9号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、交付した補助金の全部若しくは一部を市に返還させる条件又はその他必要な条件を付して承認することができる。

(協力)

第15条 補助事業者は、市の企業誘致の広報に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月18日改正）

この要領は、令和4年1月18日から施行する。

附 則（令和5年9月15日改正）

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業	内容
情報通信業	<p>日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に規定する大分類（以下「大分類」という。）－G 情報通信業のうち、以下に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中分類37－通信業 (2) 中分類39－情報サービス業 (3) 中分類40－インターネット附随サービス業 (4) 中分類41－映像・音声・文字情報制作業のうち、デジタル技術を用いてコンテンツの制作及び配信を行う事業 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、情報通信業として市長が認める事業
学術研究、専門・技術サービス業	<p>大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち、以下に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小分類711－自然科学研究所 (2) 小分類726－デザイン業 (3) 細分類7281－経営コンサルタント業 (4) 小分類731－広告業 (5) 細分類7421－建築設計業 (6) 小分類743－機械設計業
サービス業	<p>大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、以下に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 細分類9291－ディスプレイ業 (2) 細分類9294－コールセンター業
その他A.I.、I.O.T等のデジタル技術を活用した事業	<p>以下に掲げる事業で、かつ、A.I.、I.O.T等のデジタル技術を活用したものとされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大分類K－不動産業、物品賃貸業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 細分類7011－総合リース業 (2) 小分類702－産業用機械器具賃貸業 (3) 小分類703－事務用機械器具賃貸業 2 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業

	<p>(1) 細分類 7 4 4 2 – 非破壊検査業</p> <p>3 大分類 P – 医療、福祉</p> <p>(1) 細分類 8 3 6 1 – 歯科技工所</p> <p>4 大分類 R – サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>(1) 中分類 9 0 – 機械等修理業（別掲を除く）</p> <p>(2) 中分類 9 1 – 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>5 上記に掲げるもののほか、地域における産業の高度化と雇用の促進が相当程度図られるものとして市長が認める事業</p>
バックオフィス業	経理、総務、人事、会計等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務を集約的に行う事業。

別表第2（第2条関係）

業務	内容
調査及び企画業務	事業、製品の企画・立案や市場調査
情報処理業務	自社のための社内業務としてのシステム開発等の業務
研究開発業務	基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）
国際事業業務	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務
その他管理業務	総務、経理、人事、その他の管理業務
コールセンター業務	コールセンター、コンタクトセンター
E C・広報業務	インターネットを活用した自社の商品やサービスの販売・広報等に係る業務

別表第3（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助対象期間
ア 施設整備 経費	サテライトオフィス等の整備に要する 経費（改装に要する経費並びに電気、 水道及び通信機器の敷設に要する経 費、空調、セキュリティー関連機器の 整備費等）	1／2	補助金の交付決 定日から、補助 対象事業の完了 日まで
イ 設備投資 費	サテライトオフィス等における事業の 用に供する機械及び装置（車両及び取 得単価が50万円未満のものを除 く。）の取得に係る経費		
ウ 什器・機 器導入費	テレワークにより働く環境又は機能を 有する上で必要と認められる什器・機 器（取得単価が1,000円未満かつ 50万円以上のものは除く。） 例）机、椅子、キャビネット、パソコン 、複合機、プロジェクター、 スクリーン、冷蔵庫、電子レンジ		
エ 求人活動 費	職業紹介事業者の運営する人材情報サ イト、雑誌、新聞等に求人広告を掲載 するために要する経費、職業紹介事業 者に人材紹介を依頼して雇用関係を成 立させるために要する経費、求職者情 報提供（人材データベース等）サービス の利用に要する経費等		
オ 賃借料	サテライトオフィス等を賃借するため に要する経費（共益費を含む）。ただし、 敷金、礼金、保証金その他これに 類する経費を除く。※設置するサテラ イトオフィス等の賃貸人が事業者の関 連企業等に該当する場合は補助対象経 費に含まない。		サテライトオフ ィス等の開設日 の属する月を含 む連続した7箇 月 ※契約にあたり フリーレント期

			間が発生する場合、その期間終了後の連続した7箇月
--	--	--	--------------------------

別表第4（第6条関係）

面積	補助上限額	
	本社設置加算	
100m ² 以上	500万円	
50m ² 以上100m ² 未満	200万円	100万円
30m ² 以上50m ² 未満		50万円
10m ² 以上30m ² 未満		30万円

※ただし、本市が所管するシェアオフィスの個室、又は認定シェアオフィスの個室へ入居しサテライトオフィス等を設置する場合は別表第5に掲げる金額を補助上限額とする。

別表第5（第6条関係）

面積	本市が所管するシェアオフィスの個室、又は認定シェアオフィスの個室へ入居する場合の補助上限額
30m ² 以上	50万円
10m ² 以上30m ² 未満	30万円

別記

第1号様式（第7条、第9条関係）

事業計画書

1 申請者

名称			
代表者氏名			
本社所在地	〒		
電話番号			
E-mail			
設立年月日			
業種		常勤雇用者数	人
支社所在地			

2 開設するサテライトオフィス等（予定）

オフィスの名称			
オフィスの種別	本社・サテライトオフィス・市が所管するシェアオフィス又は認定シェアオフィス		
オフィス開設地			
オフィス面積	m ²		
オフィス開設日	年 月 日		
常勤雇用者数	人	うち新規雇用者数	人
その他	人	うち新規雇用者数	人
事業又は業務			
事業又は業務内容の詳細			
開設までのスケジュール等			
開設後の事業展開（事業拡大、売上げ、利益向上の期待、地域への波及効果等）			

3 外国企業の概要（申請者が外資系企業である場合）

名 称			
代表者氏名			
本社所在地	〒		
電話番号			
E-mail			
設立年月日			
業 種		常勤雇用者数	人
支社所在地			

第2号様式（第7条関係）

収支予算書

1 収 入

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠
補助金		
自己資金		
その他（ ）		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

区分	予算額	補助対象	補助金等 充当額	積算根拠
		経費		
施設整備経費				
設備投資費				
什器・機器導入費				
求人活動費				
賃借料				
合 計				

第3号様式（第7条関係）

暴力団等の排除に関する同意書

奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市サテライトオフィス等設置推進補助金交付要領第3条第1項第5号に該当するか否かの確認について、関係機関に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者名

第4号様式（第7条関係）

役員等名簿

事業者名称			
本社所在地			
役職名等	氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	住所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

- 1 役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、
生年月日並びに住所を正確に記入してください。
- 2 氏名及びふりがな、生年月日並びに住所の情報を奈良市サテライトオフィス等設置推
進補助金交付要領第3条第1項第4号、同項第5号の規定に該当するか否かの確認の
ため関係機関に照会することができます。
- 3 この名簿は2に掲げる確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

第5号様式（第9条関係）

変更収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	積算根拠
補助金				
自己資金				
その他 ()				
合計				

2 支出

(単位：円)

上段：変更前の額、下段：変更後の計画額

区分	予算額	補助対象	補助金等 充当額	補助金等 充当額の 増減額	積算根拠（変更 後）
		経費			
施設整備 経費					
設備投資 費					
什器・機 器導入費					
求人活動 費					
賃借料					
合計					

第6号様式（第10条関係）

事業実績報告書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

奈良市補助金等交付規則<sup>〔第14条
第16条第2項において準用する第14条〕</sup>の規定により、次のと

おり報告します。

指令年月日	年　月　日	指　令　番　号	奈良市指令　第　号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の完了年月日	年　　月　　日		
補助金等の交付決定金額	円		
補助金等の既交付金額	円		
補助事業等の経費精算額	円		
補助事業等の経過 及び内容	別紙のとおり		
添付書類		※	報告事項審査結果（主務課長）

注 ※印の欄は記入しないこと。

(別紙)

1 開設したサテライトオフィス等

オフィスの名称			
オフィスの種別	本社・サテライトオフィス・市が所管するシェア オフィス又は認定シェアオフィス		
オフィス開設地			
オフィス開設日	年 月 日		
本店登記日 (本社設置の場合のみ記載)	年 月 日		
事業又は業務			
事業又は業務内容の詳細			
補助事業実績（開設までのスケジュールと実施内容）			
開設後の事業展開（売上げ、利益向上の期待、地域への波及効果など）			

2 サテライトオフィス等の雇用者数（補助事業完了時）

(単位：人)

	常勤雇用者	その他		
		うち新規雇用	うち新規雇用	
市内居住者				
うち市外か らの転入者				
市外居住者				
合計				

第7号様式（第10条関係）

事業収支決算書

1 収 入

(単位：円)

区分	決算額	積算根拠
補助金		
自己資金		
その他（ ）		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

区分	決算額	補助対象 経費	補助金等 充当額	積算根拠
施設整備経費				
設備投資費				
什器・機器導入費				
求人活動費				
賃借料				
合 計				

第8号様式（第10条、第14条関係）

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年 月日	耐用年 数	保管場 所	補助率
			円	円				

備考

- 1 取得価格の単価、又は、効用の増加価格が50万円以上の取得財産等を記入してください。
- 2 取得年月日は検収年月日を記入してください。

第9号様式（第14条関係）

財産処分承認申請書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

奈良市サテライトオフィス等設置推進補助金交付要領第14条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年　月　日	指令番号	奈良市指令 第　　号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他 ()		
処分の時期	年　月　日から (年　月　まで)		
処分の理由			
添付資料			